

生環一第205号

平成22年2月24日

埼玉県警察本部長

銃砲刀剣類関係統計並びに猟銃等及び火薬類に係る事件、事故等の報告について

(通達)

(概要)

本通達は、銃砲刀剣類に関する統計並びに猟銃等及び火薬類に関する事件、事故について報告要領及び報告様式等の必要な事項を定めている。